

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する 意見募集結果

- 意見募集期間 : 2020 年 4 月 4 日 (土) から 2020 年 5 月 8 日 (金) まで
- 意見提出件数 : 7 件 (法人・団体 : 4 件、個人 : 3 件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	株式会社ベルパーク
2	ソフトバンク株式会社
3	UQコミュニケーションズ株式会社
4	KDDI 株式会社
—	個人 (3 件)

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 ガイドラインとは、法令を一意に解釈できるようにするための解説書であるべきであるところ、規定の目的や背景、適用関係を解説した上で具体例を示すべき。		
<p>本ガイドライン改正案については、曖昧な箇所が多々存在するため、実際に行いたい施策が事業法違反にあたるか否かを即時に解釈することが非常に困難です。</p> <p>具体例等も記載いただいておりますが、その背景となる考え方や、それぞれの関係性が記載されていないことが、解釈を困難にする要因の一つであると考えます。</p> <p>例えば、改正案 P48 に以下の記載があるところ、利益の提供主体や利益提供額等との関係が不明瞭であるため、電気通信事業者(A)、電気通信事業者(B)、代理店(C)、代理店(D)、端末価格 X 円、利益提供額 Y 円などとして、詳細な解説を付していただくことで、事業者間の認識相違を防止できると考えます。</p> <p><改正案 P48 抜粋></p> <p>「電気通信事業者とその販売代理店など複数の主体により利益の提供が行われる場合においては、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る事等となっていないかは、利益の提供を行う一の主体ごとにそれぞれ判断する。</p> <p>ある主体が自社利用者に対して通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供以外の利益の提供が禁止される条件による利益の提供を行い、別の主体が通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供を行う場合において、当該別の主体による当該利益の提供について、自社利用者に対する利益の提供の合計額が上限額を超えないようにするためにやむを得ないときは、その限度において、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る事等は許容される。」</p> <p><抜粋以上></p> <p>ガイドラインとは、法令を一意に解釈できるようにするための解説書であるべきです。よって、規定の目的や背景、適用関係を解説いただくとともに、具体例を示すことが望ましいと考えます。</p>	<p>○ 電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（2019 年 11 月最終改正。以下「本ガイドライン」という。）は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び関係省令等の規律の運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理するために策定しているものです。</p> <p>○ 本改正案は、関係事業者等における理解がより進むよう、2019 年 10 月の改正法の施行以降の電気通信事業法の執行の状況や同法第 27 条の 3 等の規律への違反事案の内容等も踏まえ、具体例の追加や記述の明確化を行うものです。</p> <p>○ 総務省では、電気通信事業法の規律を遵守した適正な運用を確保するため、関連の状況を注視しつつ、引き続き、関係事業者や販売代理店における同法の関係規律の理解の促進を図るとともに、必要に応じ、本ガイドラインの見直しの検討を行ってまいります。</p>	無

【UQコミュニケーションズ株式会社】		
2 禁止行為の対象となる電気通信役務		
(2) 指定する役務		
意見2 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務を規律の対象とすべき。		
<p>改正電気通信事業法の規律の適用・非適用が市場実態に即しておらず、公正な競争の確保に支障を及ぼしていると考えられる事例があります。お客様の選択を阻害する要因となるため、以下の事例については、規律対象とすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務が、改正電気通信事業法の適用対象外となっていること <p>弊社の提供するモバイルルータ(据置型含む)は改正事業法の適用対象である一方、ソフトバンク社の提供するSoftBankAir(以下、SB Air)は適用対象外とされています。</p> <p>このため、弊社モバイルルータ(据置型含む)は改正事業法に則った利益の提供額及び、違約金を1,000円としているところ、SB Airは依然として新規加入時の多額の特典及び高額な違約金が設定されております。</p> <p>モバイルルータ市場においては、弊社モバイルルータからSB Airへ新規加入時の多額の特典(※)により、一方的にお客様が流出する上、流出したお客様は違約金及び、新規契約を条件とした通信料金割引により強固に囲い込まれるという不均衡な競争環境になっております。</p> <p>モバイルルータはお客様が「スマホとルータどちらにしようか」と迷われるような、スマートフォンと競合するサービスではないためモバイルルータ市場とスマートフォン市場を区別した上でそれぞれに適切な競争政策を導入すべきです。</p> <p>※SB Air 新規加入時の多額の特典(令和2年5月8日時点の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■抽選でネット1年分相当(6万円普通為替)15名様にプレゼント https://www.softbank.jp/ybb/campaigns/list/gift2004-01/ ■他社違約金を全額還元(最大10万円まで) https://www.softbank.jp/ybb/campaigns/list/anshin-norikae01/ ■SB Airの月額料金から最大1,080円を12カ月間割引 https://www.softbank.jp/ybb/campaigns/list/air2019-06/ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業法第27条の3の規律の対象となる移動電気通信役務の範囲については、電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件(令和元年総務省告示第166号。以下「役務指定告示」という。)で規定しており、「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務」は、役務指定告示第2項第4号において、除外されています。 ○ いただいた御意見は、規律の対象となる移動電気通信役務の範囲について、「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務」についても含めるべきというものであり、本改正案ではなく、役務指定告示に対する御意見であると考えます。 ○ なお、令和元年8月23日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申では、「固定して使用されるルータ向けの電気通信役務は、指定の対象とすべき。」との意見に対し、「本告示案第2項第4号で規定される電気通信役務は、移動電気通信役務とは異なる市場で競争している電気通信役務であると考えられることから対象としていないものと承知しており、現在の市場の下では、それは適当と考えます。」との考え方が示されています。 ○ 総務省では、改正法の施行後のモバイル市場の状況等について評価・検証を定期的に行い、その結果も踏まえ、必要に応じ、関係省令等について見直しの検討を行っていくこととしています。 	無
【UQコミュニケーションズ株式会社】		

5 通信料金と端末代金の完全分離		
(2) 通信料金の割引 具体例		
意見3 通話定額サービスのオプション料金も含めた上で、5Gの料金が4Gの料金を下回る水準に割引を行うことが「有利にする」に該当するかが不明確であるため、明確化すべき。		
<p>既存の料金プランと同じ料金体系で同じデータ通信容量の5Gの料金プランについて既存の料金プランよりもより低廉な料金を設定することは、既存の料金プランと整合的なものとはいえず、「有利とする」に該当すると、今回の改正ガイドライン案に追記されました。</p> <p>通信料金には、音声伝送及びデータ伝送のための定額料金や従量料金などの料金のほか、これらのオプションサービス（通話料金が無料になるオプション等）を含むとなっていることから、上述の“低廉な料金を設定すること”には、音声伝送及びデータ伝送のための料金のみならず、オプションである通話定額サービスの料金も含めて判断されると認識しております。</p> <p>この場合において、通話定額サービスまで含めて4Gと5Gの料金プランの料金が同額の場合に、キャンペーン等で5Gの料金プランに係る料金（オプション含む）のみを割り引いた場合に「有利にする」に該当するかどうか不明確であるため、ガイドラインで明確化していただけますようお願いします。</p> <p>(例)</p> <p>4Gの料金プラン 50GB 5,000円+通話定額 1,700円=6,700円</p> <p>5Gの料金プラン 50GB 5,000円+通話定額 1,700円-キャンペーンで通話定額 700円割引=6,000円</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本ガイドラインでは、特定の端末の種別向けの料金プランの小区分ごとに料金プランの提供の有無を異なるものとした場合においても、同じ条件について、異なる料金とすることは、電気通信事業法第27条の3第2項第1号の「有利なものとする」に該当することを記載しているところ、本改正案は、異なる料金となっているかどうか等については、割引前の料金及び割引後の料金のそれぞれについて判断を行うものであることを明確化するものであり、割引と「有利なものとする」との関係について、明確になっているものと考えます。</p> <p>○ 総務省では、電気通信事業法の規律を遵守した適正な運用を確保するため、関連の状況を注視しつつ、引き続き、関係事業者や販売代理店における同法の関係規律の理解の促進を図るとともに、必要に応じ、本ガイドラインの見直しの検討を行ってまいります。</p>	無
(3) 端末代金の値引き等の利益の提供		
意見4 5G端末の値引き規制を緩和すべき。		
<p>5Gの端末の値引き規制は緩和するべきと考えます。日本は、3Gの時代で世界に先駆的なポジションにありました。4Gでは馬群の中に消え、5Gにおいては、残念ながら周回遅れで後追いする事となります。我々は以前より、「5G端末へのマイグレーションについては、むしろ活性化するような総務省令等のご検討をお願いしたい。あるいは、5G対応端末の端末購入補助については、過度にならない程度で、積極的な普及促進策をご検討いただきたい。」と意見をさせていただいております。</p>	<p>○ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第22条の2の16は、通信契約の締結と端末の購入を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供について、通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めるものであり、購入する端末については、5Gに対応した端末であるかどうかの区別はしていません。</p>	無

<p>5G インフラがある程度整備される時期を睨んで、ユーザーが 5G 端末への買い替えに二の足を踏むことがないように、政策面での後押しを是非ともお願い申し上げます。多くのユーザーがまずは使ってみなければ、日本らしい進化が期待できないと危惧します。5G での周回遅れを懸念します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ベルパーク】</p>	<p>○ いただいた御意見は、改正法による利益の提供に関する規律に係る条件について、5G に対応した端末の購入を含めないこととすべきという旨のものであり、本改正案ではなく、施行規則に対する御意見であると考えます。</p> <p>○ なお、令和元年 8 月 23 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申では、「端末代金の値引き額の上限を設定することで 5G の普及に影響がある。」との意見に対し、「今般の制度整備により、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解できるようになることで、様々な通信サービスと端末の中から自らのニーズに合ったものを選択することが容易となるものであり、5G についても、それ自体の魅力が理解されるような取組により利用者によって選択されていくことが期待されるものと考えます。」との考え方が示されています。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後のモバイル市場の状況等について評価・検証を定期的に行い、その結果も踏まえ、必要に応じ、関係省令等について見直しの検討を行っていくこととしています。</p>	
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ②禁止行為の対象となる利益の提供を行う「条件」</p>		
<p>意見 5 一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供している電気通信事業者においても、利益提供の条件として一定期間の契約の継続を求める行為は規律されるべき。</p>		
<p>「継続利用を条件とした利益提供は禁止」とされているところ、NTT コミュニケーションズ社の施策として「OCN で光とモバイルキャンペーン」と称して、「光とモバイルセット契約でキャッシュバック(光のキャッシュバックにモバイル分 5,000 円増額)」という施策が令和 2 年 3 月 31 日まで展開されておりました。</p> <p>その施策の条件には「OCN モバイル ONE 音声対応 SIM を解約された場合はキャッシュバックしない」というものがあり、これは「継続利用を条件とした利益の提供にあたる」のではと考えておりますが、施策が取り下げられることなく、継続実施されておりました。</p> <p>ガイドライン P36 には「一年以下最低利用期間契約のみを締結し、又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供している電気通信事業者について、一年以下最低利用期間契約の締結を条件とすることは、「継続利用」の条件ではなく、「通信役務の利用」の条件として扱う」という規定があります。</p>	<p>○ 一年以下最低利用期間契約のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を提供することについては、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号で「継続利用」から除外しており、同項第 2 号の規定に基づき規律されます。</p> <p>○ いただいた御意見は、一年以下最低利用期間契約のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めのない契約のみを提供している電気通信事業者について、一年以下最低利用期間契約の締結を条件とする場合であっても、利益の提供の内容によっては「継続利用」に該当することとすべきという旨のも</p>	<p>無</p>

<p>仮に本規定が適用されとしてもキャッシュバックという利益提供に対してまで適用させてしまうことは、まさに「キャッシュバック時期を遅らせることによる困り込み」に繋がると考えます。「数ヶ月の契約存続を条件」とするような利益提供等は期間拘束施策として等しく規律すべきです。</p> <p>■OCNで光とモバイルキャンペーン https://www.ntt.com/personal/services/internet/hikari/hikari-mobile/campaign.html 【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>のであり、本改正案ではなく、施行規則に対する御意見であると考えます。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後のモバイル市場の状況等について評価・検証を定期的に行い、その結果も踏まえ、必要に応じ、関係省令等について見直しの検討を行っていくこととしています。</p>	
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用</p>		
<p>意見6 端末の売買など消費税が賦課される取引における利益の提供額の算定について確認したい。</p>		
<p>【貴省案】 端末の売買など消費税が賦課される取引に係る対価の割引の場合には、利益の提供額の算定は、税抜の額により行う。 ～中略～ 当該ポイントについて、10%の消費税が課税される10万円（税抜）の端末若しくは8%の消費税が課税される5万円（税抜）の食料品の購入に使用し、それぞれ8万8千円（税込）若しくは3万2千円（税込）で購入でき、又は非課税の2万2千円の寄付への充当に使用することができる場合には、利益の提供額は、2万2千円となる。</p> <p>【意見】 10%の消費税が課税される10万円（税抜）の端末または8%の消費税が課税される5万円（税抜）の食料品が購入できるポイントを付与した場合の最大の利益提供額は、21,600円（税込）となるということでしょうか。この場合、10万円の端末は88,400円（税抜）、食料品は32,400円（税込）で購入できることとなります。</p> <p>【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 端末の売買など消費税が賦課される取引に係る対価の割引の場合には、利益の提供額の算定は、税抜の額により行うものであり、本改正案では、具体的な解説を追加したものです。</p> <p>○ 8%の消費税が課税され得る様々な商品・サービスの対価の支払に1ポイント1円として利用することができるポイントを2万2千ポイント付与することは、2万2千円の利益の提供を行うことに当たりますが、当該ポイントが10%の消費税が課税される商品・サービスのみに対して10%の消費税を含む金額として使用可能である場合には、利益の提供額は2万円となります。御意見で言及されている具体例におけるポイントは、上記の「様々な商品・サービスの対価の支払に1ポイント1円として利用することができるポイントを付与すること」に当たります。</p>	無
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ⑥ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をする事」を条件都市、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の例外</p>		
<p>意見7 3G及びPHSのいずれも提供していない者が他社の3G又はPHS利用者に対して対照価格以下の利益提供を行うことや、PHSを提供していない者が他社のPHS</p>		

<p>利用者に対して利益提供を行うことが可能かを明確化すべき。</p> <p>通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供について、「自社の通信役務の利用者（以下「自社利用者」という。）を対象とせず他の電気通信事業者の通信役務の利用者（以下「他社利用者」という。）のみを対象とすること（略）がないことを要する」とありますが、本規定は、自社利用者があるにも関わらず、自社利用者を対象とせず、他社利用者のみを対象とすることを禁じるという意味であり、先に自社の旧通信方式が終了した事業者が、他社の旧通信方式が終了するまでの間、他社利用者を対象とした対照価格以下の利益の提供ができなくなるものではないとの認識です。</p> <p>なお、以下の場合に、対照価格以下の利益の提供が可能か否か不明確であることから、ガイドラインで明確化していただけますようお願いいたします。</p> <p>（例１）３Ｇ及びＰＨＳのいずれも提供していない事業者が、他社の３Ｇ又はＰＨＳ利用者に対して対照価格以下の利益の提供を行うこと</p> <p>（例２）３Ｇは提供しているが、ＰＨＳは提供していない事業者が、他社のＰＨＳ利用者に対して対照価格以下の利益の提供を行うこと</p> <p style="text-align: right;">【ＫＤＤＩ株式会社】</p>	<p>○ 特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（申込みの受付を終了したものに限り、以下同じ。）の利用者が購入する新たな通信方式に対応するための端末又はＰＨＳの利用者が移動電気通信役務に対応するための端末に関しては、該当する利用者の移行を促進するため、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ハの規定により、対照価格以下の利益の提供が可能とされています。</p> <p>○ 本ガイドラインでは、この規定に基づく利益の提供について、他の電気通信事業者の通信役務の該当する利用者を対象とする場合には自社の通信役務の該当する利用者も対象とすることを要すること等を示していますが、利益の提供を行う電気通信事業者に対して、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務やＰＨＳの提供を条件として求めるものではありません。</p>	無
<p>意見 8 ３Ｇ/４Ｇの共通プランに加入して３Ｇのみに対応した端末を利用している者についても、特例の対象とすべき。</p> <p>特例による対照価格以下の利益提供を受ける条件として、対象の契約が「３Ｇのみに対応した契約又は非 VoLTE のみに対応した契約であること」とされていますが、弊社においては 3G/4G の共通契約（プラン）に加入して 3G 端末や非 VoLTE 端末を利用しているお客様についても一定数存在し、当該お客様においても旧通信方式（３Ｇ）のサービス終了に伴い端末の利用が不可となります。</p> <p>従って、本改正案の規定とした場合、当該お客様と「３Ｇ 端末や非 VoLTE 端末を 3G のみに対応した契約又は非 VoLTE のみに対応した契約で利用しているお客様」との間で特例適用有無に相違が生じ、不公平が生じることから、3G/4G の共通契約に加入している 3G 端末や非 VoLTE 端末利用者についても特例による対照価格以下の利益提供を受ける対象に追加頂くことを要望します。</p> <p>また、当該確認の実施にあたっては、端末が 3G 端末又は非 VoLTE 端末であること及び当該端末を現に利用していることの確認で十分であり、契約の確認は実質不要と考えられることから、確認項目の見直しを行って頂くことも併せて要望します。なお、現に利用している端末については、事業者側で登録されている端末と実際に持ち込まれた端末を照合す</p>	<p>○ 本改正案では、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ハの規定について、申込みの受付を終了した特定の通信方式を用いた移動電気通信役務に係る端末に関しては、申込みの受付を終了していない他の通信役務に関する契約により利用可能な場合であっても、潜脱的な運用が行われないう、一定の条件を満たすときは、適用の対象として含むことを明確化していますが、申込みの受付を終了していない移動電気通信役務の利用者が 3 G のみに対応した端末を利用している場合については、潜脱的な運用が行われるおそれがあるため、適用の対象として含むことはしていません。</p> <p>○ その観点から、御意見のような措置についても、現時点で直ちに潜脱的な運用を防止するために十分と認めることはできないものと考えますが、今後、十分と認めることができる方法が示された場合には、本ガイドラインの見直しの検討を行います。</p>	無

<p>る等で確実に実施できるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>す。</p>	
<p>意見9 自社の通信役務の利用者と他社の通信役務の利用者との関係について、規律を設置した背景や事例を明確化すべき。</p>		
<p>【貴省案】</p> <p>電気通信事業者とその販売代理店など複数の主体により利益の提供が行われる場合においては、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る事等となっていないかは、利益の提供を行う一の主体ごとにそれぞれ判断する。</p> <p>ある主体が自社利用者に対して通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供以外の利益の提供が禁止される条件による利益の提供を行い、別の主体が通信方式の変更に対応するための端末に係る利益の提供を行う場合において、当該別の主体による当該利益の提供について、自社利用者に対する利益の提供の合計額が上限額を超えないようにするためにやむを得ないときは、その限度において、自社利用者に対する利益の提供額を他社利用者に対する利益の提供額が上回る事等は許容される。</p> <p>【意見】</p> <p>前提となる条件や具体的な場合分け等の記載がないため、この記述から、どういったものが規律対象であるか、正しく理解をすることが非常に困難です。記載に至った背景や、事例をいくつか挙げていただけないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 施行規則第22条の2の16第1項第2号では、電気通信事業者とその販売代理店など複数の主体により利益の提供が行われる場合には、両者の合計利益提供額が利益の提供の上限を上回らないようにする必要がありますこととされています。</p> <p>○ これは、施行規則第22条の2の16第1項第2号ハに規定する特定の通信方式を用いた移動電気通信役務の利用者が購入する新たな通信方式に対応するための端末等に係る利益の提供においても当てはまるものであり、本改正案は、このことに関する関係事業者等における理解がより進むよう、規律の運用に当たり留意すべき点として具体的な説明を追加するものです。</p>	<p>無</p>
<p>意見10 中古端末やSIMフリー端末など、顧客管理システムに登録されていない端末を利用している場合には、確認措置を緩和すべき。</p>		
<p>通信方式の変更に対応するための端末の確認実施内容として、P46に「(b)旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末を現に利用している者であること」欄外43に「当該端末を現に利用していることは、自社の利用者の場合には、持ち込まれた端末が顧客管理システムに登録された端末と一致することにより」とありますが、中古品店やフリーマーケットより購入、またはSIMフリー端末を購入した場合など、顧客管理システムに登録されていない端末を利用している場合があります。機種型番により確認するか、端末に局番番号を表示することにより確認するか、(a)により契約が旧通信方式であることを確認した場合は、(b)については任意とするなどの柔軟な対応を行っていただきたいです。</p> <p style="text-align: center;">【個人1】</p>	<p>○ 施行規則第22条の2の16第1項第2号ハでは、その適用の対象について、新たに端末を購入する者が特定の通信方式を用いた移動電気通信役務又はPHSの利用者であることのみならず、当該通信方式のみに対応した移動端末設備（当該通信方式及びPHSのみに対応した移動端末設備を含む。）又はPHSのみに対応した移動端末設備を現に利用している者を求めています。</p> <p>○ 本改正案では、この規律の適正な運用に当たり、「持ち込まれた端末が、旧通信方式のみに対応した端末又はPHSのみに対応した端末であることを確認するとともに、当該端末を現に利用していることを確認すること」を適切に行うことが可能と</p>	<p>無</p>

	考えられる方法を記載しているものであり、その確認が適切にできない場合には、この規律の適正な運用に支障を来すものと考えます。	
意見 11 通信・通話実態のないものや、一定の契約期間が経過していないものについては、特例の対象外とするべき。		
<p>一部 MVNO 事業者が旧通信方式の新規加入終了直前になって SIM カードを販売した事例や、個人が旧通信方式のデータ通信契約を多数契約するといった、本件の利益提供を狙うかのような動きが散見されます。このため、通信・通話実態がないもの、かつ一定の契約期間（半年ないし 1 年）が経過していないものについては対象外とすべく、顧客管理システムや契約書や請求書、マイページによる確認を行うよう願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>○ 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ハでは、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務の利用者が購入する新たな通信方式に対応するための端末又は PHS の利用者が移動電気通信役務に対応するための端末について、該当する利用者の移行を促進するため、対照価格以下の利益の提供を可能としています。</p> <p>○ この規定の適用にあたっては、その趣旨に反するような潜脱的な運用が行われることがないようにする必要があり、本ガイドラインでも注意すべき事項等を記載していますが、通信が行われていない場合や契約締結からの期間が短い場合であっても、その趣旨に沿っているときもあると考えられることから、それらの条件を満たす者を一律に規定の対象外とすることは適切ではないものと考えます。</p>	無
7 改正法の施行日の前日に現に締結されている通信役務の契約等に係る特例		
(2) 施行日の前日に現に締結されている通信契約に係る特例 ②移動電気通信役務の契約の一部の変更に関する契約の締結		
意見 12 改正法の施行後に、改正法の施行日より前に規定された既往契約の提供条件を変更した場合の扱いについて、明確化すべき。		
<p>電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行日の前日に現に締結されている通信契約（以下、「既往契約」という。）に係る特例について、特例の適用の対象となる既往契約を、「施行日以後に提供条件を変更した場合には特例の対象とはならない」とガイドラインには記載されております。</p> <p>例えば、改正法施行日前に規定された既往契約の提供条件を、改正法施行後に、改正法施行日前に遡って提供条件を変更した場合は、「施行日以後に提供条件を変更した場合」に該</p>	<p>○ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 38 号）附則第 3 条第 1 項第 1 号では、施行日の前日に現に締結されている通信契約の変更に係る特例を定めており、施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものとされており、また、本ガイドラインでは、利用者との関係に影響を及ぼさない軽微な変更は、契約の変更には含まないことを明確化しています。</p>	無

<p>当すると考えられるため、その点をガイドラインで明確化していただけますようお願いいたします。</p> <p>(例) 令和2年3月に、令和元年9月27日付けの契約約款の附則に規定された提供条件(例えば、既往契約の違約金に係る規定)を変更して、新たな提供条件を追加(5Gの新たな料金プラン提供にあわせて、5G契約に変更した時にも既往契約の違約金に係る規定が適用されることを追加)した場合</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 総務省では、電気通信事業法の規律を遵守した適正な運用を確保するため、関連の状況を注視しつつ、引き続き、関係事業者や販売代理店における同法の関係規律の理解の促進を図るとともに、必要に応じ、本ガイドラインの見直しの検討を行ってまいります。</p>	
<p>その他</p>		
<p>意見13 「端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口」に情報提供された内容について、違反に当たるかどうかの判断が公表されるべき。</p>		
<p>「端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口」に情報提供をした際に、個別にその施策がガイドラインに照らして違反にあたるかどうかのご回答をいただけますよう、お願いいたします。</p> <p>現状は、情報提供後どう判断され、どうなったか確認する手段がなく、当該広告等のホームページを確認するしかありません。</p> <p>また、ガイドラインへの理解及び事業者間での認識の相違を防ぐため、定期的に申告のあった違反事例のうち事業者名等を隠したうえで「〇〇する施策について、違反ではないかと申告があったが、この施策条件はガイドラインPXXの記載に則り実施可能である」「違反ではないかという申告に基づき調査した結果、XXしてはいけない、というガイドライン違反が認められた」等の概要をホームページに掲載いただくなどの措置を実施いただけますよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見は、改正法の施行に伴い2019年10月1日に拡充をした「端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口」に寄せられた情報の取扱いに関するものであり、本改正案に対するものではないものと考えます。</p> <p>○ なお、当該窓口は、改正法による改正後の電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者における同法の遵守状況について確認し、必要に応じ、改善に向けた指導等を行う目的で設置したものであり、当該窓口に寄せられた情報は、総務省における同法の執行に際する参考とさせていただきます。</p> <p>○ 総務省では、引き続き、当該窓口に寄せられた情報も踏まえ、改正法による改正後の電気通信事業法の適正な執行の確保を図ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見14</p>		
<p>数ページしか読んでいませんが、パブコメします。</p> <p>この法律自体を削除してください。</p> <p>必要なら附則や付帯(いつでも削除、編集可能な状態)で付け足す方法でお願いします。</p> <p>この法律で、端末代金が高くなり国内供給事業者が富士通様(年配向け)とソニー様(ハイスペック向け)以外思い当たりません。</p> <p>端末代金が上がると今度は、通話料金及びデータ通信料金が高くなりました。</p>	<p>○ 電気通信事業法第27条の3及び関係省令では、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供を規律するものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。</p> <p>○ 2019年10月に施行された改正法を踏まえ、各携帯電話事業</p>	<p>無</p>

<p>MVNOは使い物にならず、MNOに頼らざる得ない状況。 この法律を逆に海外の携帯電話機本体を安くで販売する企業が現れました。 総務省及び日本国における電子機器の発達を狙っているにも関わらず、電気事業法に掲載したのは問題でした。附則や補助の文言であれば簡単に変えられたのですが大変遺憾です。 皆様は気になさらないほどお金があり優遇処置を受けていらっしゃると思われませんが、国民は大変な思いで利用せざる得ない状況です。また、大手3社、新規1社も足並みを揃えそうな雰囲気があり正直、起爆剤になり得ない。 また、関連情報のPDF作成が雑でこれが日本国を支えている方々が作っている資料かと思うと税金を払いたくなくなります。 おかげで生活費を圧迫してくれて住みにくい国になりました。 コロナ感染症もしかりですが、最悪ですね。 以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>者では、期間拘束付きの料金プランの廃止、期間拘束付きプランの違約金の引下げ、一部の料金プランの料金水準の引下げなどの対応が行われており、また、端末についても、携帯電話事業者における3万円から5万円程度の中価格帯の端末の取扱いが増えるなど、多様化が進んでいるものと承知しています。</p> <p>○ 総務省では、引き続き、公正な競争環境の整備による競争促進を通じ、低廉でわかりやすい料金・サービスの実現に努めてまいります。</p>	
意見 15		
<p>○ 日本放送協会に関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。）</p> <p style="text-align: right;">（個人1件）</p>	<p>○ 本改正案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。</p>	無